

三島市営藤代住宅 B 棟入居者募集案内

市営藤代住宅 B 棟に入居を希望する方を下記の要領で募集します。申込み資格については、収入基準や居住地・勤務先等の制限がありますので、この案内をよく読んで申し込みをしてください。なお、入居は令和7年2月以降を予定しています。

1 入居者を募集する住宅

住所：三島市藤代町6番地の1
建物概要：鉄筋コンクリート5階建（エレベーター1台）
駐車場：35台（うち車いす用3台）

住宅	部屋タイプ	申込可能世帯	戸数	面積	参考家賃 (月額)
藤代住宅 B 棟	1K	単身世帯 (年齢制限等有り)	18	約 41 m ²	16,000 円～ 32,000 円程度
	2DK	2人世帯	15	約 53 m ²	21,000 円～ 42,000 円程度
	3DK	3人以上の世帯	8	約 65 m ²	25,000 円～ 50,000 円程度
	車いす利用者専用 1K	単身世帯	2	約 53 m ²	21,000 円～ 42,000 円程度
	車いす利用者専用 2DK	2人世帯	1	約 65 m ²	25,000 円～ 50,000 円程度

<重要>

申込は「1K」「2DK」などのタイプ別のみとし、部屋を指定した申込はできません。

※家賃は、建物家賃確定後、入居する世帯の所得等によって決定します。
※平面図は住宅政策課窓口で閲覧可能です。

2 申込み

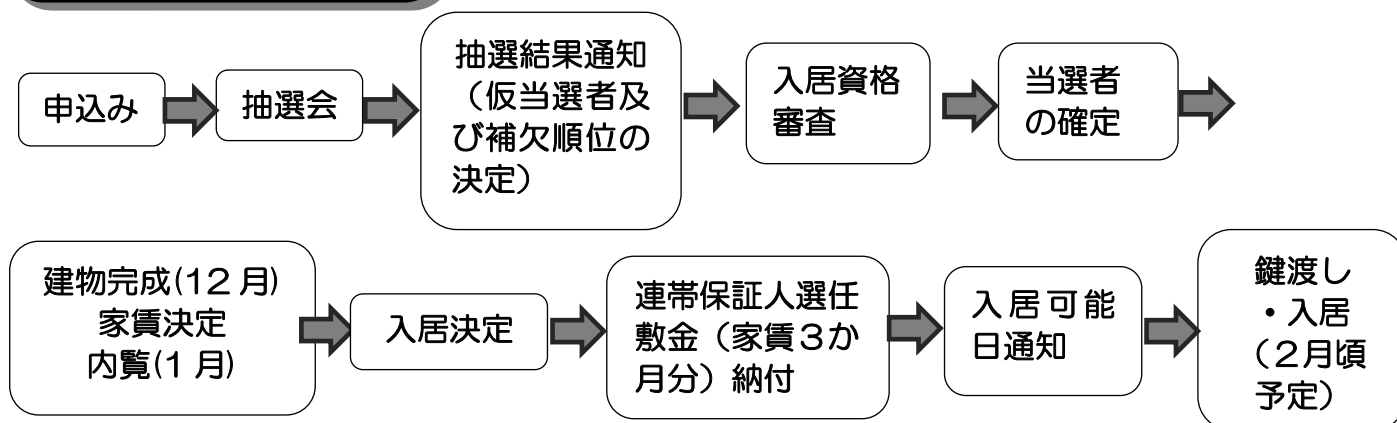
申込方法：持参のみ(郵送をご希望の方はご相談ください)

※申込用紙及び申込資格要件チェックシートに記入の上、本人又は家族が申し込んでください。

受付期間：令和6年7月10日（水）から7月24日（水）まで
(市役所休業日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

受付場所：住宅政策課 三島住まい推進室（三島市役所 本庁舎西館2階）
☎：055-983-2639

3 入居までの流れ



◆申込みにあたっての注意事項

- ・申込資格に関する基準日は「入居決定日」とします。基準日に資格がない場合は失格とします。
- ・申込書など受付した書類は、一切お返しいたしません。
- ・申込資格の審査にあたっては、必要に応じて関係官庁や勤務先などへ調査確認することがあります。
- ・申込みは、1世帯につき1通に限ります。同一人を重複しての申込みはできません。
- ・申込内容に不備がある場合、電話により確認させていただくことがありますので、申込書の「連絡先」欄には、必ず連絡がとれる電話番号を記入してください。

◆入居にあたっての注意事項

- ・入居手続きの際には、連帯保証人(1名)及び敷金(当初家賃3か月分)が必要です。
- ・家賃は原則口座振替です。その月の分を月末にお支払いただきます。
- ・市営住宅に住むことができるのは、市に承認を受けている家族のみです。他人に住宅を貸したり、無断で入居者の変更をすることはできません。
- ・入居後には、家賃とは別に共益費(自治会で管理)などの経費を負担していただくこととなります。(例:階段灯・集会所・遊園地・街灯・共同水道・汚水処理施設等の電気料・水道料・その他の維持管理に係る費用等)
- ・自治会には必ず加入し、自治会で行う敷地内の清掃や草刈り等の行事には参加しなければなりません。自治会の役員への就任や当番は、正当な理由がない限り拒否できません。
- ・ペット(犬・猫・鳥等)の飼育、野良犬・野良猫等の動物に餌を与えることを禁止します。飼育が判明した場合は、室内の全面改修費用を負担の上、退去していただきます。
- ・市営住宅には、生活習慣などが違う多くの方が住んでいます。ある程度の生活音は避けられません。音に関するトラブルを予防するために、特に深夜や早朝はお互いに気を付けてください。
- ・市は、入居者間の個人的なトラブルについては一切関与いたしません。
- ・近隣に迷惑となる行為(有害・危険な物品の持ち込みや大声・泥酔・脅迫行為等)が判明した場合は退去していただきます。

◆設備等についての注意事項

- ・各居室の照明器具・エアコン・網戸等は各自持込みとなります。なお、退去時には入居者が設置されたものは各自で撤去してください。
- ・退去時には、入居期間に関係なく破損個所の補修等を入居者負担で行っていただきます。

4 申込資格

★申込みに関する基準日は、『入居決定日』現在です。

共通の資格 次の①～⑥の全てに該当する方。

- ①申込者本人が三島市内に住所*又は勤務場所を有すること。
*三島市内に住民登録があり、現に三島市内に居住していること。(DV被害者は、別途定めがありますのでご相談ください。)
- ②住宅に困窮していること。
(現に公営住宅に入居されている方又は居住用の家屋を所有している方は、特別な事由を有する方を除いて申込みできません。)
- ③入居しようとする家族全員の収入の合計が一定基準内であること。(P3～5 参照)
- ④三島市税に滞納がないこと。
- ⑤入居しようとする家族全員が暴力団員*でないこと。 *「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員
- ⑥連帯保証人がいること。(独立の生計を営んでる方で、申込者と同等以上の収入がある方に限ります。)
*家賃債務保証業者利用可。(保証業者による審査有、要緊急連絡先、保証料がかかります。)

家族(2人以上)で申込みをされる方

- 現に同居、又は同居しようとする親族がいること。
原則として、夫婦(事実婚、婚約中及び県パートナーシップ制度による宣言者を含む)又は親子を主体とした家族であること。
- 夫婦(事実婚を含む)を分離しての申込みはできません。
*離婚調停中の方や、公的機関によりひとり親認定又はDV被害者と認定されている方は申込みをすることができます。

単身(1人)で申込みをされる方

次の①～⑪のいずれかに該当し、戸籍上の配偶者がいない方。(⑩を除く。)

区分	必要書類
①60歳以上の方	戸籍全部事項証明書
②身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方	身体障害者手帳
③療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方	療育手帳
④精神障害者保健福祉手帳(1～3級)の交付を受けている方	精神障害者保健福祉手帳
⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方 (恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症)	戦傷病者手帳
⑥「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」による医療特別手当又は特別手当を受給している方	・被爆者健康手帳 ・医療特別手当証書 ・特別手当証書
⑦生活保護法による保護を受けている方	生活保護受給証明書
⑧中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方	支援給付決定通知書
⑨海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方	永住帰国者証明書
⑩平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方	ハンセン病療養所入所者証明書
⑪配偶者からの暴力による被害者で、次のいずれかに該当する方 ・ 婦人相談所(当該相談所から委託を受けた施設を含む)における一時保護又は婦人保護施設における保護終了後5年を経過していない方 ・ 裁判所へ保護命令を申し立てた方で、その保護命令の効力発生日から5年を経過していない方	・ 婦人相談所長の証明書 ・ 地方裁判所の保護命令決定書

※ 日常生活において、常時介護を必要とされる方でも、適切な介護体制が整い、日常生活に支障のない方は申込みできます。ただし、市営住宅に入居し、日常生活に支障があると認められる場合は、その方の実情に照らし、申込みをお断りすることがあります。

車いす専用部屋の申込要件

申込者又は同居者に、常時、車椅子を使用している方がおり、かつ、次のいずれかに該当する方
*単身者については、1人で生活できる方が対象となります。

1K(単身用)	ア. 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方 イ. 戦傷病者手帳(特別項症～第1款症)の交付を受けている方
2DK(2人世帯用)	ア. 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方 イ. 戦傷病者手帳(特別項症～第1款症)の交付を受けている方 ウ. 療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方

5 収入基準

市営住宅の入居申込みには、月額所得が一定基準内であることが条件となります。

「月額所得」とは、年間総所得(入居しようとする家族全員の1年分の所得の合計)から一般控除及び特別控除の控除額の合計(P5参照)を差し引いた後の金額を、12で割った金額です。一般に言われる「手取り」などとは異なります。

特に居住の安定を図る必要があると考えられる世帯(裁量階層世帯)については、月額所得の基準が緩和されます。

裁量階層世帯の条件は下記【表1】をご覧ください。

$\text{月額所得} = \frac{\text{年間総所得の合計額} - (\text{一般控除} + \text{特別控除})}{12}$ <small>(円未満切り捨て)</small>	一般階層世帯	月額所得 158,000 円以下
	裁量階層世帯	月額所得 214,000 円以下

【表1】

裁量階層世帯 (次の①～⑩いずれかに該当する場合)	
①	申込者が60歳以上で、かつ同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方からなる世帯
②	同居予定者に中学校入学前の子どもがいる世帯
③	同居予定者に18歳未満の子どもが3人以上いる世帯
④	身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方がいる世帯
⑤	療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方がいる世帯
⑥	精神障害者保健福祉手帳(1～3級)の交付を受けている方がいる世帯
⑦	戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯 (恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症)
⑧	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」による医療特別手当又は特別手当を受給している方がいる世帯
⑨	海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方がいる世帯
⑩	平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯

所得区分表		
所得区分		月額所得
一般階層世帯	1	104,000 円以下
	2	104,001～123,000 円
	3	123,001～139,000 円
	4	139,001～158,000 円
裁量階層世帯	5	158,001～186,000 円
	6	186,001～214,000 円



年間総所得から差引く控除			
控除の種類		控除額 (1人につき)	対象者
一般控除	同居親族控除	38万円	申込者以外の同居予定親族
	扶養親族控除	38万円	所得税法上の扶養控除対象者で同居しない方
特別控除	特定扶養親族控除	25万円	申込者又は同居予定親族の扶養親族のうち、基準日現在、年齢が16歳以上23歳未満の方
	老人控除対象配偶者控除	10万円	申込者又は同居予定親族の控除対象配偶者のうち、基準日現在、年齢が70歳以上の配偶者
	老人扶養親族控除	10万円	申込者又は同居予定親族の扶養親族のうち、基準日現在、年齢が70歳以上の方
	特別障害者控除	40万円	申込者又は同居親族及び扶養親族のうち、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳(1・2級)所持者 ②療育手帳(A判定)所持者 ③精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者 ④戦傷病者手帳(特別項症～第3項症)所持者 ⑤原爆被爆者認定者 ⑥福祉事務所長等に特別障害者に準ずる者として認定された方(障害者控除対象者認定書の交付を受けた方)
	障害者控除	27万円	申込者又は同居親族及び扶養親族のうち、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳(3～6級)所持者 ②療育手帳(B判定)所持者 ③精神障害者保健福祉手帳(2・3級)所持者 ④戦傷病者手帳(第4～6項症・第1款症)所持者 ⑤福祉事務所長等に障害者に準ずる者として認定された方(障害者控除対象者認定書の交付を受けた方)
	基礎控除 振替分控除	原則一人につき 10万円 (※所得が10万円以下の方はその所得金額)	申込者又は同居予定親族で給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円未満である場合は当該合計額
	寡婦控除 (ひとり親控除を除く)	その人の所得から 最高27万円 (※所得が27万円以下の方はその所得金額)	次のいずれかに該当する方 1 主たる生計維持者又は同居予定親族で、夫と死別した後婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない方で次の要件を満たす方 ①年間所得金が500万円以下の方 ②事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる人がいない方 2 主たる生計維持者又は同居親族で夫と離婚しその後婚姻をしていない方で次の要件を全て満たす方 ①扶養親族(年間所得金額が48万以下であること)を有する方 ②年間所得金額が500万円以下である方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方
ひとり親控除	その人の所得から 最高35万円 (※所得が35万円以下の方はその所得金額)	主たる生計維持者又は同居予定親族で、現に婚姻をしていない、又は配偶者の生死が明らかでない方で次の要件を全て満たす方 ①その人と生計を一にする子(年間所得額が48万円以下であること)を有する方 ②年間所得金額が500万円以下である方 ③事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる人がいない方	

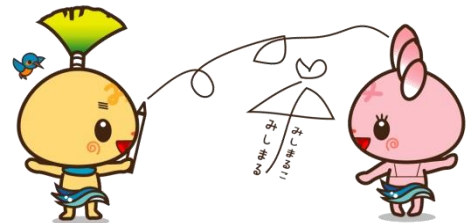
【収入基準の早見表】 ※収入を得ている方が1人で、特別控除対象がない場合です。

① 給与の収入金額で見る早見表

所得区分	同居及び扶養親族数(本人を含む)						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	
年間総収入金額(源泉徴収票では支払金額) 一般世帯	1	¥2,043,999 以下	¥2,583,999 以下	¥3,127,999 以下	¥3,663,999 以下	¥4,135,999 以下	¥4,611,999 以下
	2	¥2,044,000 ¥2,367,999	¥2,584,000 ¥2,911,999	¥3,128,000 ¥3,451,999	¥3,664,000 ¥3,947,999	¥4,136,000 ¥4,423,999	¥4,612,000 ¥4,895,999
		3	¥2,368,000 ¥2,643,999	¥2,912,000 ¥3,183,999	¥3,452,000 ¥3,711,999	¥3,948,000 ¥4,187,999	¥4,424,000 ¥4,663,999
	4		¥2,644,000 ¥2,967,999	¥3,184,000 ¥3,511,999	¥3,712,000 ¥3,995,999	¥4,188,000 ¥4,471,999	¥4,664,000 ¥4,947,999
裁量世帯	5	¥2,968,000 ¥3,447,999	¥3,512,000 ¥3,943,999	¥3,996,000 ¥4,415,999	¥4,472,000 ¥4,891,999	¥4,948,000 ¥5,367,999	¥5,424,000 ¥5,843,999
		6	¥3,448,000 ¥3,887,999	¥3,944,000 ¥4,363,999	¥4,416,000 ¥4,835,999	¥4,892,000 ¥5,311,999	¥5,368,000 ¥5,787,999

② 年金の受給金額で見る早見表(障害・遺族年金等非課税所得は除く。)

所得区分	65歳以上 同居及び扶養親族数(本人を含む)			
	1人	2人	3人	
年間総収入金額(源泉徴収票では支払金額) 一般世帯	1	¥2,448,011 以下	¥2,828,011 以下	¥3,208,011 以下
	2	¥2,448,012 ¥2,676,011	¥2,828,012 ¥3,056,011	¥3,208,012 ¥3,481,349
		3	¥2,676,012 ¥2,868,011	¥3,056,012 ¥3,248,011
	4		¥2,868,012 ¥3,096,011	¥3,248,012 ¥3,534,682
裁量世帯	5	¥3,096,012 ¥3,476,015	¥3,534,683 ¥3,982,682	¥4,041,350 ¥4,443,543
		6	¥3,476,016 ¥3,924,015	¥3,982,683 ¥4,391,778



【所得基準の早見表】 ※入居者全員の合計所得金額で、特別控除対象がない場合です。

所得区分	同居及び扶養親族数(本人を含む)						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	
年間総所得金額(源泉徴収票では給与所得控除後の金額) 一般世帯	1	¥1,248,000 以下	¥1,628,000 以下	¥2,008,000 以下	¥2,388,000 以下	¥2,768,000 以下	¥3,148,000 以下
	2	¥1,248,001 ¥1,476,000	¥1,628,001 ¥1,856,000	¥2,008,001 ¥2,236,000	¥2,388,001 ¥2,616,000	¥2,768,001 ¥2,996,000	¥3,148,001 ¥3,376,000
		3	¥1,476,001 ¥1,668,000	¥1,856,001 ¥2,048,000	¥2,236,001 ¥2,428,000	¥2,616,001 ¥2,808,000	¥2,996,001 ¥3,188,000
	4		¥1,668,001 ¥1,896,000	¥2,048,001 ¥2,276,000	¥2,428,001 ¥2,656,000	¥2,808,001 ¥3,036,000	¥3,188,001 ¥3,416,000
裁量世帯	5	¥1,896,001 ¥2,232,000	¥2,276,001 ¥2,612,000	¥2,656,001 ¥2,992,000	¥3,036,001 ¥3,372,000	¥3,416,001 ¥3,752,000	¥3,796,001 ¥4,132,000
		6	¥2,232,001 ¥2,568,000	¥2,612,001 ¥2,948,000	¥2,992,001 ¥3,328,000	¥3,372,001 ¥3,708,000	¥3,752,001 ¥4,088,000

6 抽選及び入居資格審査

- ・公開抽選により、仮当選者、補欠順位を決定します。
- ・抽選結果については、抽選会の出欠の有無に関わらず申込者全員に通知します。
- ・仮当選された方については、抽選結果通知にて入居資格審査日のご案内をします。審査に必要な持ち物は、7～8ページに記載の必要書類と認印、抽選結果通知です。
- ・入居資格審査の結果、申込資格に該当しない場合は失格となります。この場合、補欠順位1番の方より仮当選者に繰り上がります。
- ・補欠者の有効期間は当選者が入居するまでとし、以後、その資格を失います。なお、当選者が辞退した場合は繰り上げて仮当選となり、入居資格審査を受けていただきます。

《公開抽選会日時及び会場》

※部屋のタイプによって開催日・時間及び会場が異なりますのでご注意ください。

①車いす利用者専用部屋

日時 令和6年7月29日(月) 10時00分～

会場 市役所本館第1会議室

②1K

日時 令和6年8月3日(土) 9時30分～

会場 市役所本館第2会議室

③2DK及び3DK

日時 令和6年8月3日(土) 13時30分～

会場 市役所本館第2会議室

7 入居資格審査に必要な書類（公的証明の有効期間は3か月以内です）

全ての方に共通する書類			
対象者	必要書類	必要事項等	発行機関
入居予定者全員分	<input type="checkbox"/> 住民票★	日本人：本籍・続柄 外国人：全部事項	市民課
	<input type="checkbox"/> 課税(所得)証明書★	最新のもの	課税課
	<input type="checkbox"/> 地方税関係情報取得同意書	マイナンバーで申告する方のみ	
	<input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳登録事項証明書		課税課
	<input type="checkbox"/> 市税完納証明書		市税収納課
	<input type="checkbox"/> 収入を証明する書類	※下記表を参照	

収入を証明する書類 (入居予定者お1人につきいずれか1点の書類が必要です。)			
該当者	必要書類	対象年度等	発行機関
給与所得の方 (アルバイト等含む)	前年1月1日から勤務先が同じ方	最新のもの	勤務先
	前年1月2日以降勤務先を変えた方		
確定申告の方(個人事業主等)	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票		
住民税を申告された方	<input type="checkbox"/> 収入証明書		
	<input type="checkbox"/> 確定申告書(控)		
年金受給の方	<input type="checkbox"/> 住民税申告書(写)		
	老齢・企業・共済年金	<input type="checkbox"/> 公的年金等の源泉徴収票	
	障害・遺族年金	<input type="checkbox"/> 年金振込通知書	
無収入の方 (16歳以上の学生及び専業主婦を含む)	次のいずれか1点 <input type="checkbox"/> 退職証明書 <input type="checkbox"/> 離職票 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証	退職した会社等 退職した会社等 公共職業安定所	

該当する方のみ必要な書類		
該当者	必要書類	発行機関
車椅子専用住宅を申込みされる方	<input type="checkbox"/> 診断書 ※常時、車椅子を使用する必要があることの証明。	医療機関
単身の方 ひとり親家庭の方 事実婚等で申込みされる方 婚姻適齢に達した者を含む世帯 住民票が別々で続柄が判明しない世帯	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※外国人については、配偶者がいないことが確認できる書類が必要。	市民課
外国人の方	特別永住者 <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 中長期在留者 <input type="checkbox"/> 在留カード	法務省入国管理局
生活保護受給者	<input type="checkbox"/> 受給証明書	福祉総務課
中国残留邦人等に対する支援受給者	<input type="checkbox"/> 支援給付決定通知書	
障害を有する方	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 障害者控除対象者認定書	
原子爆弾被爆者の方	次のいずれか1点 <input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 医療特別手当証書 <input type="checkbox"/> 特別手当証書	
海外からの引揚者	<input type="checkbox"/> 永住帰国者証明書	
ハンセン病療養所に入所していた方	<input type="checkbox"/> ハンセン病療養所入所者証明書	
三島市内に住所がない方	勤務先がある方 <input type="checkbox"/> 在職証明書(※必要な方はお申し出ください。) 自営業の方 <input type="checkbox"/> 営業許可証等	勤務先
離婚調停中の方	<input type="checkbox"/> 事件係属証明書	家庭裁判所
婚約中の方	<input type="checkbox"/> 婚約証明書(※必要な方はお申し出ください。)	
配偶者からの暴力による被害者	次のいずれか1点 <input type="checkbox"/> 婦人相談所長の証明書 <input type="checkbox"/> 地方裁判所の保護命令決定書	

マイナンバー(個人番号)申告時の確認書類 ※申告者全員分が必要です。 (申込書の個人番号欄にマイナンバーを記載した場合は、左記提出書類の★印のついた書類を省略することができます。)	
マイナンバーカードの交付状況	必要書類
交付あり	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード
交付なし	顔写真付の本人確認書類がある方 <input type="checkbox"/> 通知カード又は住民票(個人番号の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 顔写真付の本人確認書類1点 (運転免許証・パスポート・障害者手帳など官公署発行のもの)
	顔写真付の本人確認書類がない方 <input type="checkbox"/> 通知カード又は住民票(個人番号の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 本人の確認ができる書類2点 (健康保険証・年金手帳・介護保険証・顔写真付の社員証又は学生証など)

8 申込書の記入方法

※太枠 で囲んだ部分に、黒のボールペンで記入してください。

三島市営住宅入居申込書

〒411-8666
三島市止田町4番47号 シティホール101号室
電話：(055) 983-0000
FAX：090-0000-0000

1. 申込者情報

2. 申込理由

氏名	性別	生年月日	年齢	職名(学校名)	勤務先住所	電話番号
三島 親親	男	昭和44年4月8日	45	〇〇建設		(055) 322-0000
三島 破子	女	昭和44年7月11日	43	☆☆☆マート		(055) 900-1111
三島 桜子	女	昭和44年10月17日	17	三島市立中央中学		
三島 健太	男	昭和44年4月29日	14	三島市立中央中学		

3. 家族構成

4. 収入申告

確実に連絡の取れる電話番号を、記入してください。

1ページの「入居者を募集する住宅」の中から希望する部屋のタイプに丸をしてください。
※入居人数に応じ、申込みができる部屋の制限があります。

同居しようとする親族全員について記入してください。

マイナンバー(12桁)は記入しないでください。

申込者本人からみた続柄を記入してください。
婚約者の場合は「婚約者」と記入してください。

勤務先又は学校名及び電話番号を記入してください。
※学生については電話番号の記入は必要ありません。

障害者手帳等をお持ちの方は、内容を記入してください。

該当するものに〇印をつけてください。

9 収入申告について

市営住宅の入居者は、三島市営住宅条例第12条第1項の規定により、収入の申告が義務付けられています。

毎年度の収入の申告に基づき、翌年度の家賃が決定されます。申告のない入居者の家賃は、近隣の民間住宅並みの高額な家賃となりますので、必ず申告をしてください。申告書等は、毎年8月上旬に各戸へ配布します。

【収入超過者】

引続き3年以上入居されている方で、1か月の所得が158,000円(裁量階層世帯は214,000円)を超える場合は、公営住宅法に基づき、割増し家賃を加算します。また、住宅の明渡しに努める義務が生じます。

【高額所得者】

引続き5年以上入居されている方で、2年連続して1か月の所得が313,000円を超えている場合は、市が指定する期限までに住宅を明渡し義務が生じます。

